

平成25年度 図書館協議会 臨時会 議事録

平成25年5月23日（木）
午後2時00分
中央図書館2階 講堂

副館長 それでは、時間になりましたので、開始させていただきます。本日は、お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございました。ただ今から、図書館協議会臨時会を始めさせていただきます。本日の会議は10名の委員のうち7名が出席ということで、規則に定める定数を満たしておりますので、この会議が成立しておりますことを報告させていただきます。会議に先立ち、館長よりご挨拶をさせていただきます。

館 長 本日はお忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。4月1日付けで資産税課よりまいりました瀬能でございます。本日はよろしくお願いたします。まず、本日の会議の目的でございますけれども、平成24年度図書館運営の点検及び評価を行いましたのでこちらについてご報告させていただきたいと思っております。この点検評価でございますけれども今回行ったのが初めてでございます。私自身がこの館の運営状況等を知りたいという思いがございました。そういったことから実施したという状況でありますけれども、更なる業務の改善、効率化、市民サービスの向上ということにつなげていければと思ひ実施した次第でございます。また、こういった点検につきましては皆様方からも行うべきだというご意見をいただいていたことも承知をしておりますけれども、今申し上げたことが一番の実施をした理由でございます。点検評価につきまして、実施をした内容等について皆様方からご意見等をいただければ、ありがたいと思っております。それともう1点、現在パブリックコメントを実施しております。パブリックコメントにつきましては、今週の土曜日25日まで実施をさせていただきます。このパブリックコメントにつきましても、広く市民の皆様方からご意見をいただくという目的で急遽実施をすることになりました。こういった急遽実施することになったものですから、パブリックコメントにつきましても今までのいただいているご意見等も含めて皆様方にご報告をしたいという趣旨で臨時会を設けさせていただきましたのでよろしくお願いたします。

副館長 それでは、早速会議をはじめさせていただきます。会長の進行でお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

議 長 それでは、次第に沿って進めていきたいと思っておりますけれども、今日の臨時会

の開催の趣旨については、私も今説明を受けたばかりなんで、ちょっと分かっていない部分もあるんですが、皆さん大丈夫ですか。次第に沿って進めていいですか。

委員　　ちょっとそれについていいですか。今、館長から目的について話されましたけれども、その前に去年図書館の設置と運営上の望ましい基準ということで文部科学省から図書館法が全面改正されました。その中には、全面改正ですから今までの運営基準ではだめなんで、全面改正したという趣旨だろうと思うんです。その中に何点か今日のこれから報告がある図書館運営の点検及び評価についてに関連するんですが、まず第1点、改正された運営上の望ましい基準の中に図書館長の資格について規定されていると思うんですけれども、今日の説明に入る前にこのことについて質問したいと思います。もう一度言いますと、1点目は新たに市町村立の図書館長に対しては今までと違う資格についての規定があるということ。これについて第1点お尋ねしたいと思います。それから、第2点目は、今日のこれから報告がある図書館協議会（以下「協議会」という。）に出されている運営の点検及び評価と文部科学省から出されている望ましい基準との関連です。文部科学省の告示を今回の点検及び評価にどういうふうに活かされているのか。この点について質問したいと思います。それから3つ目ですけれども今日の点検及び評価は、どういう目的で今の館長の説明ですと今まで一度もしていなかったので行うということと、協議会から評価をせよという要望があったのでしたという2点の理由を挙げられましたけれども、点検及び評価をどういうふうに活かそうとしているのか目的がよくわからない。普通評価というのは、次の新しい目標を作るために評価をするものだと思うんですけれども、この点検及び評価は新しいものに活かされるのか、ちょっと疑問点があるものですから、その3点について質問したいと思います。

議長　　他に関連した質問はありませんか。それでは館長よろしいですか。

館長　　まず、図書館長の基準資格というお話しがございましたけれども、改正前では図書館長については司書の資格を持っていないといけないという規定があったかと思います。改正後については、その辺が緩められて必ずしも司書の資格を持っていないかというような基準に変わったかと思いますので、その辺のお話しをされているのかなと思いますけれども、そういったことで私は理解してございます。後、望ましい基準との関連でございましてけれども、確かに望ましい基準ですとか図書館法に図書館の運営の点検評価等を行うのが望ましいという規定がございまして、規定に沿ってやったという一面もございましてけれども、先ほど冒頭申し上げたとおり、まずこの館の運営状況がどういった状況になっているのかを把握するのが第1の仕事だろうという目的で実施をいたしました。それと点検評価が新しく活かされるのかというお尋ねもございましたけれども、これにつきましても先ほど申し上げたとおり、こういった点検評価

を行うことによって、業務の改善ですとか、市民サービスの向上ですとか、こういったところが欠けていて問題になっているのか、こういったことを明らかにすることによって将来取り組んでいけるだろうということがあります。そういった状況把握のために点検評価を実施したということで、あくまでも、市民サービス向上のためというのが1番大きな目的になるかと思います。

委員 第1点目の資格については、今までの図書館法には館長の資格は問われていないんですね。つまり、館長には司書としての資格は特別問われていない。ですから資格がなくても館長として勤めることができたんですけれども、今度新たに文部科学省から出されている望ましい基準の中には、館長についてはこういうように書かれているのではないのでしょうか。市町村立図書館の館長として、その職責にかんがみ、図書館サービスその他の図書館の運営及び行政に必要な知識・経験とともに、司書となる資格を有する者を任命することが望ましいというふうに新たに改正されていると思うんですけれども、今まではそういう資格を問うような文言は図書館法の中になかったけれども、今度、文部科学省から出された告示の中では司書となる資格を有する者を任命することが望ましいというふうに新たに付け加わったように私は理解しているんですけれども、その点は今の館長の答弁と違うように思うんですけれどもいかがですか。

館長 確かに図書館長については、司書資格を有する者が望ましいという基準だったと思いますけれども必ずでなければならないという規定ではないと思います。実際私も司書資格を持ってるわけではございませんので、そういった意味ではあくまでも努力目標といったような規定ではないのかなという理解でおります。

委員 努力目標というようにお考えなんですね。次に2つ目の文部科学省から出されている望ましい基準が今回の点検及び評価のどこの部分で活かされていますか。

議長 文部科学省の基準に照らしての内容かどうかということですね。

館長 全てこれに沿った点検評価ということではございませんけれども、図書館サービス等を私どもも色々と事業もやっておりますので、そういった内容には色々運営基準を定めてやってございますので、その中には含まれているんだろうと思います。ですから100%望ましい基準に沿って一つ一つ点検評価を行っているということではございません。あくまでも毎年定めています苦小牧市立中央図書館運営方針に沿ってあらためて点検をさせていただいたという位置付けでございます。

委員 ということは、文部科学省から出された全面的に図書館法を改正した。その

ことについては一切触れていないんですけども、そういうふうに理解していいですね。

館長　　今もお話ししたとおり図書館法や望ましい基準に沿って一つ一つ点検評価したということではございません。あくまでも運営方針に沿って点検評価を行いましたので、ただ運営方針の中に望ましい基準に含まれる内容が含まれているということで考えて実施いたしました。

委員　　例えば、管理運営。運営の基本というのについては2点。管理運営については4点から5点あるんですけども、そして点検及び評価。これはこの図書館でも点検及び評価というのをしているんですけども、文部科学省から出されている基準の点検及び評価とは若干違うんですけども、それは分かりました。そこでなぜ今回、図書館として点検及び評価をしたのか、その目的がわからないという質問を先ほどしたんですけども、それはどういうことかと言いますと、教育委員会から出されているパブリックコメントの説明の中にも出ていますんですけども、評価というのは次の新しい目標を作るための1つの方法、つまり評価の1つのサイクルとして、簡単に言えばプランを立てる。実際に実施してみる。そして、評価をする。そしてまた新しい目標を作る。このような評価の1つのサイクルに照らし合わせてみると、評価をするというのは単に今まで評価をしていなかったからやってみるというような性質のものではなくて、次年度、つまり25年度にどこを活かすか。今までの図書館の運営の仕方がどこが間違っていて、あるいはどこが良くて、だから更に発展させるとか、あるいは評価が良くなかったところについては改めるというように一般的に言われていると思うんです。そこで質問したのは、その評価を25年度にどう活かそうとしているのか。なぜ、こういう質問をするかということ、1とか2という評価がナンバー5から7までの3項目については、非常に低い評価が出てきているんですね。当然その部分を最低2とか3にするために努力をするつもりがあるのかどうか。まったくないとすれば、25年度の予算の中でそういう予算をとっていないんですね。つまり評価の5から7の評価が非常に低い。最低の評価をしているのにその手当て、補償が何もされていないとすれば、この点検及び評価は何のためにしたんだろうというような疑問が出てくるんです。それでこの目的は何なのかと聞いているんです。その点はいかがですか。

館長　　最初冒頭申し上げたとおり点検評価を行うことによって、問題点を明らかにしてそれを正すことによって市民サービス向上につなげていけるだろうという目的が1つございます。そして今の、委員がおっしゃったとおり評価項目5から7につきましては、非常に低い評価が出ました。これも今回初めてやってみて、こういう評価が出たんですけども、ここについては、例えば蔵書の数が少ないですとか、予算が少ないですとか、これについてははっきりいうと平成25年度なかなか解決しがたい問題ではございますけれども、実際問題、全国

平均と比べて低いという状況が出たものですから、そういった意味で市民サービスの部分についてはちょっと難しいんじゃないかと。これを解決するためには、次年度、平成26年度に具体的な作業ということになるとと思いますが、次年度に向けて蔵書の数ですとか、予算の規模ですとか、こういったことの見直しができるかと考えているところでございます。

議 長 ちょっと中身の話しに入ってきてしまいましたので、ちょっと先に言わせていただければ確かにどうしてこのタイミングで点検評価と臨時の協議会なのかなというのはあったんですけれども、中身の話しになってまいりましたので、中身の部分を先に説明していただいて、それに対して意見なり質問が欲しいということでもよろしいですか。

委 員 1点だけよろしいですか。私は、行政の人事についてはよく分かりませんので、1つお伺いします。図書館長というのはどなたの任命によって決まるのでしょうか。

館 長 最終的には市長部局から参りまして、教育委員会に出向ということになってございますので、あくまでも教育委員会の人事権によって私は今回図書館にきたという形になると思います。

委 員 そうすると直接市長ではないんですか。

館 長 あくまでも教育委員会です。

委 員 ただ、4月1日付けで動いた時点で同時ですよ。ということは、基本的には市長の意向ですよ。

館 長 その辺については、正直私にも分かりません。どういったことで、私が資産税課から図書館に来たかという経緯については分からないんですけれども、最終的な判断につきましては、教育委員会の方でご判断されたんだろうと思ってございますけれども、私にも正直分かりません。

委 員 分かりました。先ほどの委員からのお話しにもありましたように教育委員会というのは、新しく変わった望ましい基準をほとんど考慮しない人事を行っているかと理解してよろしいですね。

館 長 先ほどお話しが出ました図書館長の司書の資格があるのが望ましいというところではあると思うんですけれども、確かに私も司書の資格を持っておりませんので、その点については考慮されなかったと言われてしまえば、確かにそのとおりだと思います。

委員 その点だけじゃなくて、大体図書館の大事な移行の時期に館長を異動させること自体が行政としてあり得ないと思いますよね。そういうのも教育委員会が意図的に行っていると考えるしかないですよ。

館長 私の方からは答えにくいお話しなんですけれども、どうしても私どもは行政職なものですから、定期的な異動というのは付き物でございます。丁度タイミング的に委員おっしゃるとおり今年度色々な作業が出てくる中でこういった人事が行われたというのは、もしかしたら異例なのかもしれませんが、定期的な異動というのはどうしても付き物でございますので、そういった時期にたまたま合ってしまったのかなとしか私は言えません。

委員 いえ。館長にそれをお伺いしているんじゃないかと、あり得ない人事をあえて教育委員会はやっているんですねという確認だけです。だって石井館長が素人から一生懸命おやりになっていたのが、後1年って時に何でまたご本人のおっしゃる素人が1年つなぎで出てくるのか。来年実施だからもうお役ごめんでしょう。普通あり得ないでしょう。それをあえて、図書館の教育行政に詳しい教育委員会が行っているのか。これは否定できませんよね。だから大前提からいって図書館のあり方に対して、行政はほとんど配慮していない。そして、ここから先は内容の方で出てますが、図書館の本が基準以下なのは内部の人間はみんな分かっています。それであえてそれが明らかになったというのは、開いた口が塞がらないような物の言い方です。苫小牧の図書館の水準は低いんです。それをあえて行政は放置していた。そして今さら指定管理者になるって時に、こんなに酷かったという形でものをおっしゃってるだけだと私は理解するしかないと思います。それは私ども協議会の中でははっきりしてますし、数年間図書館は蔵書目標も放棄しています。これも協議会の中で何度も申し上げているとおりです。以上です。

議長 はい。他の方はよろしいですか。それでは（１）図書館運営の点検及び評価について質問があったということと、どうしてこの時期に館長が変わるのかということについて、不思議な感じがするというところで意見があったということでよろしくお願ひします。その辺りも踏まえて中身の説明で今回の点検及び評価についてということで、考え方などの説明があると思いますので、次第に沿った説明の方に進めさせていただきたいと思ひます。では、よろしくお願ひします。

館長 それでは改めまして、平成24年度図書館運営の点検及び評価について私の方から資料に沿ってご説明をさせていただきたいと思ひます。

<図書館運営の点検及び評価説明>

以上が今回実施をした点検及び評価の内容となります。

館長 はい。ありがとうございます。これについての質問、意見があればということになりますが、質問等があれば……。どうぞ。

委員 自己評価と教育委員の評価は、評価科目がたった1つ違うだけで後は全部同じなのですが、教育委員の評価というのは、皆さんもお忙しいとは思いますが、皆さんが何回くらい集まって図書館に来て話しを聞いたり、職員の方から事情や内容を聞いたりということがあったのか。そして、どういう視点で評価をなさっているのか、やり方等を伺いたいと思います。

議長 教育委員の評価の仕方ですね。他に関連して質問ありませんか。

委員 何回やったのかということが一番大事ですが、1回の時間が何時間くらいになっているのか。5分10分でも1回になるし、5時間でも1回になるわけだから1回の時間をどれくらい掛けているのか明らかにしてもらいたいです。

議長 関連してありませんか。それでは私からの質問なのですが、自己評価の方も職員全員にアンケートのようなことをして行ったものなのか、自己評価の仕方についても教えていただければと思います。他にございませんか。それではよろしくお願いします。

館長 まず、教育委員の評価でございますけれども、教育委員におかれてはですね、既に道内で指定管理者制度を導入している釧路市を視察していただいております。これは4月10日でございます。まず、ここからスタートしています。それを受けて釧路市の指定管理者制度導入によるメリット、デメリットという所を事前に勉強していただいております。その次に4月18日に今度は私どもの図書館を視察に来ていただきました。この時は多分1時間半くらいの時間だったと思いますけれども、釧路市と苫小牧市を比べていただけてどういった状況か、どういったところが違うかというところを把握していただいております。それを受けて4月18日の午後から2時間半くらいかけてそこで教育委員全員が出席してございますが、私の方から説明させていただいて、その場で評価していただいております。皆さんの色々な意見等がございましたので、それらについては私の方からご説明をさせていただいて、それを受けて教育委員の皆さんに話し合ってもらって評価をしていただけてという状況でございます。後、自己評価でございますけれども、こちらにつきましては、どういった項目、内容でやるかというところはですね、私どもここに居る職員が協議をいたしました。それを受けて項目等が出来上がります。内容等につきましても、ここに居る職員で昨年度色々な項目がございますけれども、どういった事業を実施し

て、こういった部分が改善できたのか。これについてはそれぞれの職員に確認しながら実施いたしました。ですので、自己評価については、こういった職員でやったのかと問われれば、各部門、各セクションの職員全員で確認しながら行ったということになるかと思えます。

議長 はい。ありがとうございます。今の質問のところはよろしいですか。

委員 そうすると実際に図書館を教育委員5人がご覧になったのは1時間ちょっとですね。私ども協議会が答申を作るために我々は何十時間も掛けております。それに比べるといかにもおざなりじゃないですか。

館長 その時初めて5名揃って来られたんですが、それ以前には当然ながら個人個人でこちらの図書館を見ていただいておりますので、教育委員全員が揃ってこちらの図書館を見学、視察していただいたというのが、その時が初めてなんですけれども、それ以前には当然ながら各委員さんにご覧になっていただいておりますので、それについては何時ということにはちょっと分かりませんが、当然ながらご覧になられているのは間違いないと思えます。

委員 それ以上はそこは言いません。それと以前に4月10日に釧路市視察というのがありますが、これはどうして釧路市なんですか。

館長 まず、釧路市は平成20年度に確か指定管理者制度を導入されているかと思えます。今年で6年目ということで、早くから指定管理者制度を導入されているという事情もあったものですから、先進都市である釧路市を視察させていただきました。それから指定管理事業者である館長からお話しをお伺いしまして、実際の釧路市の経過ですとか、指定管理者制度導入によって変わったことですとか、そういったことをお聞きしてきております。

委員 つまり、それは図書館の点検評価とは直接関係しないんじゃないでしょうか。

館長 それではですね。こういった点検評価もそうなんですけれども、その後の数字的なものもございまして、釧路市の規模で蔵書の数やどうだとか、実際の利用状況がどうだとか、そういうことも見ていただいておりますので、参考にしていただいております。

委員 そのところは理解できません。数字でしょ。ですから現場を見ることは直接つながらないと思えます。つまり、そこから言うと指定管理者を前提として視察に行ってもらったという受け止め方しかできないと思えます。つまり導入を前提とした行動を評価より先に行っているとしたら客観的には取れませんよね。

館長 先進都市視察ということでございますので、あくまでも、各教育委員の視察、勉強のためということがございました。ですので、他の図書館の現状を見ていただいて、苫小牧市の図書館と比べていただいてどうだったのかということの評価していただければということでありました。

委員 肝心の苫小牧の図書館をご覧になるのがどれくらいあったのか。そして、釧路では何時間位いらっしやったのか。そういうことも比較した上で……。釧路市の図書館にいらっしやった時間は、どれくらいですか。

館長 釧路については、朝の10時にお伺いして、午後3時くらいまで居ました。

委員 じゃあ、この図書館にいるよりずっと長かったくらいですね。

委員 それに関係しますけれども、先ほど5人の委員が以前にも何回か見学しているとおっしゃいましたけれども、これ本当ですか。

館長 私がこの館に来てから各委員にお会いする時間がありましたので、それで皆さんに聞いてみました。図書館に来られたことはございますかとお聞きしましたらほとんどの委員は見に来られたことがあるということでお話しされていきました。それは間違いないと思います。

委員 それは例えばあれですか。この館ができてからずっとの間ですか。それともここ最近の話ですか。10年も20年も前に見たことがあるという話ですか。どうしてそういうことを言うかということ、委員の中に一度も来たことがないという人がいたものですから、ちょっと今の館長の説明では疑問が沸くんですけれども。本当ですかそれは。

館長 これは直接私がお伺いしましたので、ただいつ個人で来られたかという所までは聞いてございませんけれども、間違いなくこちらの図書館は見ておられると思います。

委員 今のことに関連してですけれども、教育委員の評価というのは短い時間の中で職員の方から説明を受けた2時間半の間に内容はどうですかということに対して、こうですという説明を受けているのでおそらくこんなに評価が似ているというところと、答え方が自己評価の文書と似通っているというのは、想像ですけれども聞いたことをそのまま理解してそういうことだったらこういう評価ですかねというご判断につながったケースが多いのかなという印象を受けました。私もボランティアとして図書館に数多く来て一緒に色々なことをやらせていただいているので、市民の立場から自分が一市民として評価するのであれば、

自己評価はどうしても厳しくなりますよね。本当に少ない人数で遣りたいことは一杯あるけれども、これが精一杯でここまで頑張っているんだということも含めれば評価は低くなると思います。ですから、市民の立場からするとここは4とか5を付けても良いんじゃないかなというところが個人的には見られたんですけれども、それとその教育委員の評価というのが、自己評価が厳しくなるのと同じような形で考えると、そっくり同じような評価が出てくることが、半日なり視察の1時間か1時間半の間にさらっと図書館を見た感想で教育委員が評価したのであれば、その評価の仕方というのはそれを鵜呑みにして発表してきちんとした形での大事な材料になるということを考えれば、少しおざなりじゃないかなと、私は感想ですけれども思いました。

委員　いいですか。教育委員の意見のところですね、図書館法の7条の3に基づいて評価をしたと書かれているんですけども、それを次の図書館の運営の改善を図るため必要な措置を講ずるように努めなければならない。つまり評価に基づいて改善をしなければならないと言っておきながら、本当にそういう方向になっているのか。改善を図るために評価をしなければならないというふうに図書館法に書かれているから、やったというふうにここでは書いてあるわけだけども、どうもこの点検評価に立ち向かおうとしている教育委員は、自分たちは評価をしたんだよ。図書館法に基づいて、評価をしたんだよと。別な言い方をすれば、評価をしたというアリバイを作るために、やっているな。というのは今、委員も言われたように短時間で、しかもその職員から、説明されて、しかもですね、たった1か所だけ違う。どこが違うかという、郷土資料のことについてだけ違うんです。他は全部同じなんですね。これはちょっと不思議に思うんじゃないでしょうか。専門的に、毎日図書館活動に専念している職員と、1時間か2時間の説明を受けてさらっとながめて評価をしたことがまったく同じであるというのは、本当にこれ次年度に活かそうとしているのか。つまり改善を図るためにやっているのかどうか。具体的に申し上げますと、(4) 効率的な運営のところ③図書館利用者やボランティア、協議会の意見の反映というところなんですけれども、協議会の意見の反映は、1カ所もないんです。協議会から出されている答申のどこか1か所でも反映しているのであれば理解できるけれども、協議会の意見が全く反映されていないにも関わらず1ではないんです。他は大体私も週1回か2回、ほとんど来ていますので、職員の方々がどれだけ忙しい中で行事や図書館業務に専念しているかということが、わかばかりでも私には分かるんです。ですからこの評価厳しいなと思うところがたくさんあります。もっと4か5つけてもいいんじゃないかなというところがたくさんあります。ところが、この評価(4)の効率的な運営の協議会の意見の反映というのはちょっといただけないんじゃないかなと思うんですね。これはどう考えても1じゃないかなと思うんですよね。後は自己評価については、かなり厳しい自己評価をしているなと思います。問題は評価(5)から(7)。これはこの職員たちがいくら頑張ってもどうしようもないことなんです。しか

も、何を言っているかというと寄贈図書がいっぱいあるから基準に近づいているように言っているけど、これは別なんです。寄贈図書を計算の中に入れること自体が間違いなんです。そういうようなことで、基本的に市役所が金を出してないんですよ。この評価を厳しく受け取ればやっぱり金を出さないといけなとか、司書をもう少し雇わなければいけないということになっていくはずなんです。ところがまったくそういう意向がなく、指定管理者を導入するために、釧路に勉強しに行ったということであって、点検評価をするために釧路に行ったとはまったく思えない。そういうこの教育委員の態度というのが一番最初に表れていると思うんです。もっと言えばアライバイ作りのために教育委員が評価をしていたんだと捕らえても良いんじゃないかなと思います。

議 長 今、だいぶ意見になってきていますけれどもその辺りで何か説明できることはありますか。

館 長 教育委員には教育委員の立場、視点から図書館の内容について点検評価を行っていただいたと私は思っておりますので、たまたま自己評価と教育委員の評価がほとんど一致しているというお話もありましたけれども、今回私達も（１）から（４）についてだけ教育委員に評価をしていただいたということなんですけれども、２ページにも書いてありますとおりにですね、評価の仕方も通常であれば、色々な目標を定めて、例えば５つ目標を定めてそのうち４つ目標を達成できたから目標達成率８０％なんで評価４ですとか、そういった評価の方法ができれば良かったのかなと思うんですけれども、そういった評価になってしまいましたので、教育委員も中々分かりづらい評価の仕方だったのかも思っておりますので、これについては今後考えていかなければならないところだと思っております。

委 員 よろしいですか。評価の内容について１点お伺いしますが、評価項目１から５までお作りになってらっしゃるんです。そして、それに基づいて評価をなさっておりますが、どうも良く分からない言葉が幾つも出ております。例えば評価（１）の図書館資料の充実のところでは、①、②については、毎年度継続的に取り組んでいる項目とあります。それから評価（２）の①については、レファレンスサービスの充実については、継続的な取り組みであった。それから③、⑤、⑥、⑨については継続的な取り組みとあります。この継続的な取り組みというのはそもそも評価項目の中にある言葉です。ここで書かれている継続的な取り組みというのは、言葉であって評価ではないと思うんです。それなのに、これが点検結果の評価となっているのはどうしてでしょうか。評価でないものが評価であるはずがないんです。このところをご説明いただければありがたいと思います。

館 長 今、委員からお尋ねがございましたけれども、（１）の①、②、（２）の①、

③、⑤、⑥、⑨に継続的な取り組みと表現していますが、今回の評価の仕方としては継続的に取り組んで、更に工夫改善、新たなことに取り組んだということであれば4とか5とか、そういった数字が付くわけですが、毎年同じようにやっている項目であれば、毎年継続してやって新たな工夫をしたですとか、新たなことをやったということがないものですからこういった表現にさせていただきました。ですから、継続的に取り組んでおり新たな取り組みはなかったという意味合いでお考えいただければと思います。

委員 そうは中々読めないですね。それであれば、取り組んでいる。しかし、充実はしていなかったとかはっきりそれぞれについて評価をしていただきたい。それでないと評価にならないと思います。もう少し具体的に申しますと、評価(2)の①レファレンスサービスの充実については継続的な取組であったが、館内に新たに文書はつながっていますね。しかしこれはつながっている文書ではないですね。レファレンスと新書コーナーと紙芝居コーナーの表示はまったく別物です。これがどうしてつながるのか。はっきり言ってレファレンスに関しては、毎回レファレンスの結果を協議会に資料として出してくださいと言っても、出してくれないんです。つまりこれは、継続的に取り組んでいるとは評価できない部分だと私は協議会委員として思います。それで、画でもって方向が全く違うもので分かりやすい。これは全く別のものであるから、本来これが4になるはずの評価ではないんです。どうしてかというと、継続的なものが継続的に改善されているわけではないんです。一生懸命やっている図書館の職員の方には申し訳ないけれども、4年間やってきて、プラスの方向には転じていません。それが4になるのは、ちょっと評価が甘いと思います。似たようなことについては同じ(2)の③、⑤、⑥、⑨もそうありますし、評価(3)でも②については継続的な取り組みで評価がされていません。ですから、元々が継続的な取り組み云々だけで評価をしようとすると、項目評価基準に無理があると考えられますがいかがでしょうか。

議長 継続的な取り組みで、今までどおり継続していたら3ということですよ。

館長 今回の委員のご指摘を受けた部分ですけれども、今、議長からお話しがあったとおり、継続的な取組であれば3という評価になっているんですけれども、今、お話しがあった評価(2)の①、この部分なんですけれども、この部分につきましては、レファレンスサービスの部分と利用しやすい図書館づくりという1項目なんですけど、2つの内容を含んでございます。前半のレファレンスサービスについては継続的ということなんですけれども、その後の利用しやすい図書館づくりという部分で改善できた部分があったということで、ここの評価につきましては、4ということにさせていただいた次第でございます。

委員 おっしゃるところは、読めば分かります。しかし、先ほどから言っているよ

うにそもそも全く違う2つのものを1項目にしていること自体が問題です。レファレンスというのは、これからの図書館も含めて、図書館の大きな評価の1つなんです。それを表示と一緒にすること自体が図書館に対する評価のなさだと思います。苫小牧の図書館の一番の欠点は、市長自身が貸し本屋としか思っていない図書館の評価のされ方なんです。それと同じことが、ここでなされていると思うんです。これからの図書館は本を貸すことだけではないということは、協議会の報告書の中にも書いてあると思います。デジタル化になったら本を貸すことは、ほんのわずかな仕事なんです。それよりは市民からの質問に対してどう応えるか。ここに関する評価が何もなされていないわけでしょう。それ自体がこの評価の大きな問題であり、それに対する教育委員からもなんら触れられていないんです。こういったことで、この点検評価がどこまで点検されたのかというと、レファレンスに関しては何もなされていないと私は判断せざるを得ないと思います。

議長 だいぶ意見の方になっていますが、質問がある方はいませんか。

副館長 少し補足をさせていただきたいと思います。先ほど館長の方からも説明がありましたが、評価の基本的な方法が図書館要覧にも示させていただいております。図書館運営方針から作らせていただきましたので、委員からご指摘があったように、目標の①が同じ1つの中に入り込んでいるというのは、ちょっと無理があるというのは私も感じました。ただ、作らせていただいた経緯が運営方針を元に作って初めての評価をしてみましたので、その中の図書館利用者へのサービス向上という中に項目がいくつかありまして、それが1つにまとまって入ってしまったということで、今回評価をしてみて、ご指摘を受けて項目が1つでは大変無理があるということは、私どもも感じるどころであります。それと、レファレンスにつきましては、協議会でご指摘も色々ありまして、統計の基準等を含めまして23年から検討をいたしまして、23年、24年と試行錯誤を繰り返して、定例の協議会では、きちんとした数字をお示しできるようにまとめてありますので、その辺はお知らせできると思います。

議長 他に質問ある方は他にいらっしゃいませんか。

委員 最初に戻りますけれども、文部科学省が告示の中で出している評価にはこういうふうに書いているんですね。図書館の設置目的が目的どおり達成されているかどうか、そのことを評価しなければならないと書かれているんです。ですから、中央図書館の運営方針に沿って評価することも当然やらなければならないけれども、文部科学省が今回、図書館法をわざわざ改定して評価をなさいと言っている大元は、地方自治体の図書館の設置目的。何のために図書館を作っているのか。その設置目的が達成されているのかどうかを点検評価をなさいと言っているんです。ですからこれをやらないで通ることはあり得ないんです。

ですから、中央図書館の運営方針を評価することは当然やらなければいけない。けれども、今回の図書館法の改定の中で一番最初に言っているのは、図書館の設置目的。苫小牧の場合は、図書館条例の中にこう書かれています。本市の教育及び文化の発展に寄与することというように書かれています。それを評価しなさい。教育に役立っているのか、文化の発展に寄与しているのかどうかを、きちんと評価しなさいと書かれています。そのことをしないで、私は何も運営方針に従って評価することが駄目だと言っているわけではないんです。それはいいんです。けれども今回、わざわざ文部科学省が告示の中で、この告示はやがて図書館法の中に法令化されるんだろうと思うんですけれども、そういうふうにならざるを得ないものを出してきているものをですね。これを無視して通り抜けようとしている。ここに問題があるんです。そのことをどういうふうに捕らえているのか僕は館長に聞きたいと思うんです。

館長 今回の点検評価はこういった内容で実施をさせていただきましたけれども、確かに委員おっしゃるとおり、図書館法、あるいは望ましい基準に沿った基準に見直すことも必要かなと思いますけれども、まず今回はこういった形で我々が実際やっている様々な事業を、実際どうなのかというのを、こういった視点から点検評価させていただきましたので、今回はこういった形になりましたけれども、今後につきましては色々ご指摘いただいたことを踏まえて、見直す部分があれば、見直すなりしながら点検評価を実施していければと思っております。

委員 もう1つ良いですか。評価の(4)効率的な運営の中の④学校教育との連携、協力というところなんです。これは今年1月の社会教育委員会会議の中で、ある社会教育委員はこういうふうに発言しているんですね。現在の中央図書館の各小中学校に対する支援が非常に良くない。そして、実際に特に中学生は中央図書館を利用している生徒は少ない。ほとんどいないというような中で、これからますます図書館の利用が大事になってくるという時に、現在の図書館のいるスタッフの中では、頼りにならないという発言をしているんです。しかし、例えばブックちゃんにしてもずいぶんと利用している小学校はあるんですね。1月か3月くらいにどういう実態かというようなことで、発表会があったんですよ。その時にかなりの小中学校が朝読書をしているだとか、学校全体で取り組んでいるだとか、集団貸出しを受けているだとか、そういうことを随分と行っているんですね。ところがその社会教育委員は、今の図書館のスタッフは頼りにならないから、ひょっとしたら指定管理者を導入すれば、それが可能になるかもしれないという発言をしているんです。これは、ますますこれから重要になってくるんです。なぜなら学習指導要領に小学校、中学校、高等学校が調べ学習、それから探求的学習。そして、それらは新聞等を活用して指導にあたるようにと指導要領の中に書かれています。ですから、当然これからは、しなければならない。ある程度義務化されてくる部分。そういう項目でもある

んです。それが、図書館法の7条の評価のところの8項目に学校の支援というのが出てくるんですけれども、それをきちんと取り組みなさいというのが評価なんです。例えば、運営方針に沿ってやることも大事だけれども、そういうように今日的な課題について、きちんと評価していく必要があるんだろうと思うんです。そういう点で言えば、若干関わってくるのが評価(4)の効率的な運営の④学校教育との連携、協力です。これは評価4になっていますけれども、社会教育委員が発言しているものと、自己評価とかなり違う評価になっていますけれども、これについても次年度きちんと措置をしていかなければならない。教育委員はそこまで見て言っているのか分からないんですが、そういう必要性が全国的に小中学校との連携ということと言われてきている時に、教育委員が4というのは、しかも社会教育委員会会議で説明を受けているんです。それなのに4というのはどうも理解できないんです。社会教育委員会会議の中でそういう発言をしているのであれば、待てよここはどうなっているんだということ、少なくとも図書館の職員の評価と違ってこなければならぬと思うんです。それが全く一緒であるというのは、図書館法で言っている評価について、どこまで理解してこういう評価をしているのかまったく分からない。そんな印象を持ちます。以上です。

委員 今の委員のことについて、少し知っていることをご説明したいと思っておりますけれども、ブックちゃんは最近の話なんですけれども、かなり前から司書の皆さんが出前のような形で学校に出向いて、NDC(日本十進分類法)のような形に順番どおりにどうやって並べるか、どうやって調べられるかということを含めて、学校の図書館の本が非常に古い本ばかりになっていて、旧の物語の本は沢山あるけれども、調べ学習ができるような図書が、学校図書にあまりにもなさ過ぎるんですね。それで中央図書館の支援を受けて、調べ学習に併せた本を図書館の司書の皆さんが、テーマに沿って図書館にある本を全部持って司書の方が小学校に行って調べ学習の授業を先生と一緒にやるということ、かなり前からやっています。学校の要請に従って、それも順調にやっていると、これは学校の図書室が中々整備されていないということも含めてですが、子ども達が図書館をどう利用して、しかも学校の中でどう授業ができるかという事に関しては、中央図書館がかなり頑張って支援を進めている部分だと感じています。私自身もお願いしてやっていただいたことが何回かあるんですけれども、時間のない中、積極的に学校まで来ていただいてやっている経緯が、現在継続していることなんですけれども、そういう形も一部ございます。

議長 確かにブックちゃんにしても、司書の出前にしても、順調に増えていると思いますが、その数をちょっと把握していないんですけれども、こちらからは出て行く側ですから、増えたな、忙しいなという意識があると思うんですが、じゃあ学校の数で平均した時に、通年でブックちゃんがいつも学校にあるという状況になっているかと言えば、平均化すればそこまではいっていないというの

が現実で、確かに良い方向に動いてくださっているとは思いますが、それで果たして評価的に、そこまで評価が付くのかどうかという辺りは、ちょっとどうなのかなという印象は持っていますけれども、その辺り数字的にはどうなのでしょう。

副館長 今お話しに出ました学校貸し出しセットのブックちゃんの事業ですが、これは23年10月から実施された事業です。23年度は98セットの利用がありました。24年度は150セットの利用がありました。今、会長がおっしゃったように図書館では平成24年度までは28セットを用意して学校に貸出していましたが、それを23年度は23校ある小学校のうち15校が利用いたしました。24年度は23校のうち16校が利用しております。会長がおっしゃったように図書館としては、日程の調整をしたり、帰ってこない本の対応をしたり業務が煩雑で忙しいというイメージはあるんですが、希望する学校の希望する時期に利用してもらえるのかといえば、圧倒的に足りないというのが現状です。学校の図書室なり、読書環境の整備を中央図書館が全てやっていけるのかという問題も含めまして、課題は多いなと感じているところではあります。ただ、ブックちゃん事業に取り組んでいる事業そのものとしては、十分に利用されているという評価をいたしましたというところではあります。

議長 分かりました。今までどおりに何かやっていたら3という評価基準ですから、プラスのことをやれば必ず4になるんですね。

副館長 現実的には不足を感じておりますし、25年度は朝読セットも大変よく利用されるので、1学年にA、Bセットを1年生から6年生まで用意をしていたんですが、とても足りる状況ではありませんので、Cセットというのを新たに作りまして1学年3種類のセットで25年度は利用していただくというように、ほんの少しのプラスですけれども、ちょっとやってみているのが現状になります。

議長 ありがとうございます。決して図書館が前向きにやってくれていないということではありません。ただその150セット貸したとしても、例えば今の小学校24校で割れば、年間で1校が5セットくらい借りたとすると自分の学校で学年が2つあれば、一時に3セット借りたら1年間に1回借りたら他の学年が何もしていなくても5セットくらい借りたと、じゃあいつでも連携ができていくかということ必ずしもそうではないと……。

委員 大体授業のテーマと時期が同じになるので、本当は学校図書館に整備されていなければならないものを、ブックちゃんという形でそうなっているだけで、本来の問題は学校図書館をきちんとしなければならぬよというところですよ。

議 長 学校図書の話はちょっと置いておきまして、すいません。意見が付随して入ってきていますので、どの部分でも何かありませんか。

委 員 すいません。今の④学校教育との連携、協力ですが、仮に釧路のように図書館が業者に委託された場合に、どのくらい学校に派遣できるような予算ができるんですか。いくら学校現場の方で要望していても、予算がないと学校に入れない。これが現実なんですね。これは学校が要求するだけ、例えばブックちゃんのセットを要望したらそれに満足できるくらいに対応できるようにするのかわりか。学校に実際に入り込めるお金が十分そういうものが補償されるのかわりか。これ前の協議会の時にも聞いているんですよ。こういうふうに聞いているんですよ。1, 803万円の効果額については、3月27日だったと思うんですけども、あの段階で検討中というふうに説明したんです。あの段階で検討中ということ自体がおかしいんですけども、今でもまだ検討中なのか。そうしないとこれからますます増えていく学校教育との連携というところで、指定管理者が教育委員会からこれだけしか予算を貰っていないから1校1回しか行けないとなれば、図書館法の3条の9項で述べている学校教育との連携がまったくできなくなるんですね。学校現場で要望があったら全部対応できるだけの予算ができるようなものなのか。そして、最初に話したように1, 803万円の効果額というのは、未だに検討中のままなのか。これ前の協議会からの宿題というか、あの時点で明らかになっていなかったんですけども、今でも検討中なのかどうか。決まっていないのかどうか。それをちょっと説明していただきたいと思います。

館 長 これまで効果額につきましては、1, 803万円程というお話しをさせていただいていたかと思いますが、その後さらに精査をいたしまして、さらに多くの削減額が出るということが判明しています。さらに削減額に対してそれなりの数字を蔵書整備費に充てることもできるということが分かってまいりました。額的なところは来週の教育委員会会議がございまして、その場で正式な数字については発表したいと思いますが、間違いなく今までお示ししている数字よりも削減額が出てまいります。それに伴って、蔵書整備費や学校連携につながるブックちゃんの整備も含めまして、それなりの数字が出てまいりますので、これにつきましては、来週水曜日に開催されます教育委員会会議の場ではっきりするかと思います。

委 員 ここでは明らかにできないということですか。

館 長 来週の正式な場でお示ししたいと考えております。

委 員 来週とおっしゃっているんですけども、例えば今日問題になった報告書。

私ども協議会よりも先にホームページに出ているんじゃないですか。こことの矛盾はないですか。最初に評価が出ましたと報告する対象は、ホームページではないでしょ。皆さんから要望のあったものがこうして出てきました。これは皆さんの意見も踏まえて後にホームページにも掲載しますというのが普通じゃないですか。どうでしょうか。

館長 確かに説明と実際のホームページ掲載が逆になってしまった。説明が遅れてしまったというのは大変申し訳ないと思っております。点検評価を行って広く公表したいという思いは確かにあったんですけども、その前に協議会の皆様に本来であれば報告すべきであったと思っておりますけれども、その手順が逆になってしまったというのは大変申し訳なく思っております。

委員 今回の館長だけじゃなくてですね、社会教育委員会に私どもが危惧した点を図書館は説明しているんです。しかし、それより前にホームページに12月に載っていて我々に説明があったのは3月です。恐らく館長が就任されてそういう経緯は当然ご説明されていると思うんです。ですから、早い話、言いにくいことは言わない。形でしか我々には情報提供されないという不信感はずっと続いているんです。ですから1,803万円云々というのも、教育委員会で発表されて検討もなしでそのまま、ひとり歩きするでしょ。検証が第三者にされることはありませんよね。1,803万円の数字についても、協議会では何回も聞いているんです。そして、その根拠自体が非常に曖昧であると。それ自体が一人歩きして1,803万円も削減できるんだって。それ以上は言っても算定の細かい数字が出てこなければ分からないんですが、協議会の側からしたら、1,803万円を超える数字が出る根拠が私はないと思うんです。だからなおさら私は聞きたいんです。というのは、この後で出てくる市民からの意見聴取の時にでも図書館の開館時間の延長があるんですよ。延長を考えないで1,803万円しか出てこないものが、延長してそれが増えるなんてことが、普通に言ったらあり得ないですよ。どこをどう削ってお金がプラスになるのか。私どもとしてはそれは信じられないことです。でも、どうしてもご説明できないというのでしたらやむを得ません。できたらご説明いただきたい。

議長 我々の答申の中にその部分に対する危惧が示されていて、前回3月の段階ですが、前の館長から、それらに対する説明ということでそれがあり、さらにその時により細かく一つ一つ我々の危惧に対して、答えられるものについては、答えて欲しい、説明をして欲しいという意向を持っていますので、その効果額の部分についても教育委員会にしか説明ができないというのは、あれっ？ていうか、ここで普通に説明があってもいいのではないかという感じなんですけれども、何かあるんでしょうか。ここで説明していただいても全然おかしいことはないなと思うんですが。

館長 最終的な教育委員会としての意思決定が来週26日水曜日にあるということです。それより先に私の方から金額等細かいことを発してしまいますと、全てマスコミ等に出てしまいます。そうなりますと正式に意思決定されてないにも関わらず、図書館長が効果額が最終的にこれだけです。それに対して蔵書整備費にはこれだけ充てますというのは、私の口からなかなか言いづらいという事情をお察しいただければと思います。

委員 蔵書整備費云々は関係ないんです。金額だけです。そしてその金額自体は図書館長の意思とはなんら無関係でしょ。決まった数字ですよ。そしてそれが事前に出ることによって、むしろ教育委員に対してもいいと思いますよ。いきなり出されて、こうなのと慌てて判断に迷うということはあっても、事前に数字を聞いていれば、そうなんだって落ち着いて判断できると思うんです。我々も納得できればします。でもやっぱりいやなんでしょうね。

館長 申し訳ございません。

委員 大体、教育委員が効果額について聞いているんですか。

館長 正式な場では最終的な数字を出していませんので、教育委員はこの最終的な数字というのはご存じないかと思います。

議長 教育委員は効果額について、質問されているんですか。問題なり心配なことを指摘されているんですか。

館長 特にその効果額についてのお話しはございません。

委員 とすればね。それを問題にしたのが協議会なんです。それを何の質問もない教育委員に説明して何の意味があるんですか。問題にしたのはこの協議会が問題にしたんです。それに説明しないで、なんの関係もない教育委員に説明して何の意味があるんですか。しかも、反してますよ。協議会で2年以上色々なことを勉強して、たくさん時間をかけて調べてきた結果、こういう疑問が出てきた。そして質問したらそこには答えないで教育委員に答える。ちょっと違うんじゃないですか。

議長 1,803万円という数字は公に出ているものですから、その詳細について我々が危惧を質問したときに、検討中です。より一層分かりましたということであれば、特に何の問題もなく説明していただいてもいいのではないかなと思うんですが、やっぱり問題なんですかね。

委員 私は最初に館長に確認したのはそこなんです。大事な館長をこういう時期

に首のすり替えをやったのは、まさにそこでしょ。つまり今までの経緯を知らない人に矢面に立たせて、私は知りません。言われたことはこうやります。それじゃ困るんですよ。我々は4年近くその問題を危惧しながらやってきたんです。それで3月にも、そういう形で検討してますとおっしゃって、出ましたというのであれば真っ先に話す場は協議会でしょ。それを経緯を知らないから私は知りませんとおっしゃる。それで、館長と協議会はどう信頼関係を築いていきますか。そしてまた1年先にはどこかに異動なさるわけです。そして図書館のことは誰が責任を持つかわからなくなる。その危惧を私ども協議会は述べています。教育委員会の出向とはいえ、お役所の人ですからこれ以上無理なことは言えないんでしょう。どちらに向けて図書館が動いているのか、館長が動いているのかは、市民の要求とは違う方向みたいですよ。そして効果額が1,803万円どころじゃない。もっとたくさんあるんだ。じゃあいいじゃないかという方向に向けたいんですよね。でもそれはあり得ないと思いますよ。そして、具体的な数字は教育委員会の外に出てこないんですよね。積算の根拠は教育委員会の後だったら出してもらえますか。

館長 来週の教育委員会会議の場でお話しする形になると思いますので、その後にマスコミ報道がされることは間違いないと思っていますし、皆さん方にお伝えできるのも間違いないと思います。

委員 しかし、この報告書もですが、いつもやり方というのは同じですね。いきなりきて当日で結論を出しておしまい。つまり、後から出たって決定した後ですよ。そういうやり方は、本当に市民のためになるとお思いですか。決定当日にぱっと出しておしまい。決定してください。

委員 新聞報道では、教育長も副市長も良い図書館を作ろうという気持ちは、皆さん方と同じなんだ。市民の人たちと同じなんだ。だから、いい案があったら教えてください。話し合いしましょうというようなことが、そういう言葉であったかわからないけど、そういう意味のことが新聞に載っているけれども、そういう姿勢であれば真っ先に協議会で質問しているわけですから、協議会に説明をし、そのうえで疑問点等を話し合いをした結果を教育委員に説明するというのは、さすが図書館長も良い図書館を作ろうとしているんだなというのが分かるけれども、何も協議会に説明しないで、今説明をお聞きしたら4年も前から問題にしているのに、それに対して一切答えないで教育委員に説明をして終わりというのは、これは良い図書館を作ろうという姿勢とは、まったく反していると思うんです。その辺はどうですか。何も良い図書館をつくらうとは思っていないじゃないですか。

館長 皆さんも我々もより良い図書館を作って行きたいという思いは一緒でございます。ただ、中々この場でお話しできない部分もあるものですから、その辺に

つきましては、ご了承いただきたいと思います。

委員 1つ確認いいですか。効果額についてのお話しになってきて、ちょっと指定管理に入ったところからはずれてきているのかなと思うんですけども、確認ですが、教育委員会に諮ります。教育委員会が決定機関なので、ここはあくまでも館長の諮問機関なので決定機関ではないんですよ。そうすると、ここで例えば金額について色々な意見を館長にお話ししたり、それはおかしいんじゃないかという意見をここで審議をしたらお話しはできるけれども、教育委員会で決定したら、我々の意見の反映というのは一切ないということですよ。教育委員会で決定して、その後から話しをしたからと言っても、失礼ですが教育委員よりは私たちの方が、いっぱい勉強してきている分、色々ここはどうなんだという疑問だったり、意見を多分出せるというか、おがった言い方かもしれませんが、正確な判断ができると思うんですけども、その我々よりも教育委員に提示されて、その場で決定された。それで、その後に我々のところに、いかがですか、皆さんの目に触れるはずですよとおっしゃっても、私たちがおかしいんじゃないかと言ったとしても、意見を反映されるということはないわけですよ。

館長 教育委員会というのは、最終的な意思決定の場でございますので……。

委員 そうですよ。でも私たちの意見を反映する前にそこに出して、決定をしてしまうということは、その後から私たちが金額を知って、ここはどうなんだろうとお伺いしても何の意味もないということですよ。

館長 詳細な中身については私どもも説明できますので、そういったところでご報告させていただくということになるかと思います。

委員 ただ、報告いただいてもそこは変じゃないかと後から言っても、後の祭りということですよ。さらにそれを吸い上げていただいて教育委員の皆さんに諮って改善をしていただくということではないということですよ。

館長 金額的な部分については、私どもが精査をして最終的な額が出ましたので、それについては間違いなだろうと考えています。そして、皆さんにお示しして、ここが変じゃないかというご意見をいただいたとしたら、それについては、私どもがお答えして説明していくという形になろうかと思います。

委員 ただそれをしたとしても、決定されているのであれば意味がないんじゃないですか。

委員 私たちは、一般市民の代表的な部分であります。一般市民の方たちとはち

よつと違う立場ですよ。この集まりは何なんですかという感じがありますよね。

委員 正式な場にお伝えしますと言われると、ここは正式な場じゃないのかなと捻くれた考えになってしまいますけれども……。要は来週開かれる教育委員会に提出される。だからそれまでここには出せないと言われるれば、それはそれでいいんですけれども、ただそこで決定してしまうんですよ。そうしたら例えばそれが2,000万千円でした。こういう内訳でこうなって蔵書の拡大に回ります。そして、教育委員がそれは良かったですとおっしゃって、それで通ったとしたら、その後に私たちがいくらどんなに細かい説明をしていただいても、それってこうじゃないですかと言ったとしても決定しているんで意味がないということですよ。さらに教育委員に諮って変更がありえるのでしょうか。

委員 今の補足をしますけれども、こういうことですよ。協議会ではさまざまなことを念頭に置きながら、こういう場合はどうなんだろう。こういうケースはどうなんだろうということを随分と検討してきているんですよ。さっきの話で言えば、学校教育との連携協力は、予算がなければ業者との契約なんですから、500万円しかないよと言え、500万円で業者はやるんですよ。学校から10回要望があっても、500万円使い切れれば7回や5回で終わるかもしれないんですよ。これは、そういう性質なんですよ。業者に対して契約ですから、年間各学校に3回ずつ行ってくださいと言ったら、3回ずつ行くんですよ。だけど現場の先生方は、それじゃ足りないとか、貸出セットを増やして欲しいと言っても契約の中でそれが保証されていなかったら、業者は行けないんですよ。だからここで我々が問題にしているのは、この場合はどうなのか。例えば、休みなく全部開館日にすると言っても、実際には、6日くらいだけでも、それにしても冬は暖房費が掛かるわけだし、臨時の臨時というか2時間なり3時間なりを延長して働かせる場合の賃金とか社会保障関係も入っているのかということも、何回か質問している。それに対して一切答えない。だからそういうようなことまで、教育委員ができるわけがないんですよ。だからここで、そういう細々したことまできちんとやってきているわけでね、そこに対して一切説明しない。委員が先ほど、市民の代表と言ったけれども、まさしく市民の代表なんですよ。それぞれの団体であったり、公募で選ばれたり、学識経験者であったり市民の代表なんですよ。市民の代表の質問に対して答えないで教育委員に説明する。しかもこういうふうに言っているんですよ。これは、議事録の中に出ているから見ていただきたいんですが、スポーツ生涯学習部長が、教育委員が指定管理者の導入について判断しなければならない。その判断をするときに困るだろうから判断材料を教育委員に提示するために諮問をしたんだ。その諮問の中身は導入ありきで諮問をしたのは、教育委員の皆さんが判断に困るだろうから導入ありきの諮問をしたんだとはっきりと言っているんですよ。そうであれば、まず市民の皆さんに説明しなければならないんですよ。例えば、業

者に頼めば1, 803万円こういうふうには減らすことができるんですけどきちんと
と言ってから決めるんなら良いですけども、1回もそのことを論議しないで
5月末に行われる教育委員会に提示して決めてくださいというのは、良い図書館
を作ろうと言うのはどうも口先だけであって、良い図書館をみんなで作りま
しょうという教育長の発言というのは、本当ではないという気がするんです。
ですから、効果額についても協議会が様々な質問を出しています。後でまた大
きな問題が出てきますけれども、そういうことが一つ一つやはり市民に理解し
てもらわないと良い図書館なんてできないと思うんですけどもね。これは意
見なんで、聞き置くだけで良いと思うんですけども……。

議 長 いずれにしても、きちんと検討されて効果額の内訳もきちんとわかったとい
うことであれば、早めに我々に説明されインターネットで市民にも公開され、
それがきちんと検討された良いものであれば、市民も良いなとなる当たり前の
話しですよ。それを説明できないというのは、ちょっと我々どうなのかなと
思うところです。

委 員 永遠とこれをやるわけじゃないと思うんで、1点だけ残念なことを申し上げ
ておきます。5番の自己評価のまとめはりっぱな文書です。しかし、6番目の
教育委員による評価の文書は、教養ある教育委員の皆さんがまとめた文書とは
思えないんですが、これは図書館がこういうふうにしたものではないですよ
ね。

館 長 あくまでも教育委員の方でお受けしていただいて、最終的には作っていただ
いた文書です。

委 員 そうですか。それではあまりにも2時間くらいでこれをまとめるとなると、
時間が足りないんですね。その端的にどこが残念かと言うと、思う。思う。思
われる。8か所くらいあるんです。責任ある立場の人間が報告書を書くときに、
思うという言葉は使っちゃいけないと私は思います。学生にレポート書かせる
ときだって、レポートには感想文は書いちゃだめだよと言います。ところがこ
れは根拠のある判断が示されていないんです。説明されたことに対して同意し
ますという意味の思うなんです。つまり独自の判断がほとんどないんです。そ
れで思うで責任を回避するわけです。実際は分かりませんが、例えば、
評価(2)の次の段落の本の予約については、インターネットの普及により実
際に来館せずに予約できるシステムは多くの図書館で導入されているが、誰で
も簡単に分かりやすくできることで、さらに多くの利用が望め、それがサービ
ス向上につながるとありますが、この文書は何を言いたいのか分かりません。
これは図書館の評価となんら関係がありません。インターネット普及による利
用者増という要因もあると思うが、システム更新によりその利便性を向上させ
たことが利用者増につながったというのも1つの要因だと思うというこの文書

も何が言いたいのか分かりません。苫小牧市の図書館が何をやった結果どうなったかということに対する評価がどこにもないんです。おそらく、後のほうの思うが思うというところが図書館の1つの評価に対する感想なんだと思うんですが、何をどう評価したかがまったく分かりません。結局これで、評価の文書として、意味を成さないものなんですね。ですから、よくこういったものをそのまま載せたなどびっくりしています。私たちは、答申を書くときでも一字一句、4人で何時間も掛けてこの文書はこう直すべきだと3回も4回もやりました。それでも、あれぐらいの物しかできておりません。しかし、教育委員が委員の名を書いて出すものがこんなに思うがあって、それで図書館の評価をよくお出しになったと私はびっくりしています。さらにもう1点だけ、一番最後です。文体の一番最後に要望いたしますと敬語になっているんですが、これは図書館に対する敬意を表したという見方はできます。しかし、その直前に蔵書の整備の充実。それから、ちょっと前に図書館費及び図書購入費の見直しも必要になってくるのではないかとありますが、これは第三者がそういう評価をするのは結構です。しかし、教育行政に携わる委員だったらこんな第三者の書き方は普通はしないと思うんです。自分達が予算をこうすべきであると市長に要望する形が報告書として普通でしょう。それが、第三者的に私たちには関係ない。図書館には金もないのに整備の充実を要望します。これは誰が誰のために書いた報告書なんでしょうか。私は信じられません。以上です。

委員 さらに付け加えますと、教育委員は教育委員会が評価をするということはありませんよ。つまり、図書館の職員が評価をした。あるいは、第三者や図書館の専門家が評価をした。それを教育委員が理解するとか、賛成するとか、それなら受け入れられるとかそういう性質のものであって、自分達が現場に行つて評価をする。現場に行つて検証するならいいですよ。だけどこれは3だとか2だとか1だとか、そんなことを評価するのに何の意味があるんですか。もっと言えば自分の立場を放棄しているんですよ。教育委員というのは、現場とか教育委員会事務局が出してきたものを判断する。そういう性質のものであって、実際に図書館に行つて評価する教育委員というのはあり得ないと思うんですよ。趣味なら良いですけど、こういうふう公表するのであればきちんと評価したら、評価に基づいて理事者に対してこうしなさいとか、これはこうすべきだというならいいけれども、そういうことを抜きにして自分も図書館の職員と同じ立場になって評価して、何のためにやっているのかさっぱり分からない。教育委員会が評価をする目的がなんなのか。それが全く分かりません。もっと言えばやらなくてもいいことをやっているんですよ。そしてやることによってどういうことになっているかと言えば、教育委員は一生懸命やっていますよという単なるアリバイですよ。そのためにホームページに載せて教育委員も一生懸命やっているんだねと。何も一生懸命やっていないでしょ。1時間か2時間で図書館の職員から聞いて、しかもさっきから指摘があるようにまったく同じ評価をして、何の意味があるんですか。だから、私が最初から問題にしてる目

的は何なのか。図書館職員が運営方針に従って自己評価をするというのはいいと思いますよ。改定された図書館法になんら触れていないところだけは良くなけれども、自分達が年度初めに出した運営方針に沿って点検評価をするというのは正しいことです。しかも、熱心に厳しく評価をしている。それは良いです。ただ、それに加えて文部科学省が図書館法を運営に対して改定したんですから、それが望ましい基準なんです。それについて何ら触れない。そのことを真っ先に気付くのが教育委員でしょう。そういう性質のものです。以上です。

議長 館長。後でまとめて何かあればちょっと言ってください。他に意見等がある方がいたらお願いしたいと思います。

委員 念のためですけれども、さっきの効果額ですが、答申書にも書きましたけれども、丸投げではないのできちんと図書館担当職員を教育委員会内に配置して指定管理者と連携・協議を図ると書いてありますけれども、この方達もかなりの人数をきちんと置かなければいけないと思いますし、その方たちの人件費は実質は図書館の仕事をしたとしても、その効果額の中には入っていないということのことですよね。

館長 入っています。

委員 入っているんですか。承知しました。

委員 ちょっと信じられないことですが、教育委員会の中の図書館に対して指示する人間は、図書館の指定管理者の給与から出すんですか。

館長 違います。ただ、その人件費分を加味した形で効果額というのは出しております。

委員 よくおっしゃっていることが、分かりません。教育委員会の仕事をして、図書館の評価をするのは図書館内部とは別でしょ。

館長 別なんですけれども、当然教育委員会に置く人間の人数は必要となりますので、トータルとして考えるときはその分も含めた形で出さないと最終的な効果額というのは出ないと思います。

委員 そうしますと、ますます図書館で働く実働の人数は減らさざるを得ませんよね。

議長 それでも、さらに蔵書整備費に充てられる今まで以上の効果額があるという判定がされているということですか。

委員 基準管理費用に適正な人件費を出せるということなんですね。

議長 他にございますか。よろしいですか。館長から何かありますか。

館長 いえ。特にはないです。

委員 それじゃ、館長に何もなければ、ちょっと口を滑らせたのかもしれませんが、見直すところがあれば見直していきたいとおっしゃいましたね。見直すところがこれじゃないですか。これを踏まえて見直していきますというのが、報告書を作った側の立場の人がおっしゃることだと私は思います。そしてこの報告書は理事者に出して、こんな劣悪な図書館はないということご存知かとおっしゃいましたよね。早速それで動いてください。お願いします。

議長 よろしいですか。それでは時間無制限になってしまって申し訳ございません。そうしましたら、ここまでで、点検と評価についての質問と意見については、終わらせていただいて、2つ目のパブリックコメントの実施についての説明があるということをお願いいたします。

館長 先ほど冒頭にお話しさせていただきましたとおり、今週の土曜日、24日までパブリックコメントを実施させていただいております。現在、約10件ほどのご意見をいただいております。これは、土曜日が締切日となっておりますので、これについては早急に事務局の方でまとめて意見も載せてホームページ等に掲載して一般市民の方に広く公表していきたいと考えております。これについては、現在こういう形でパブリックコメントを実施して、約10件ほどご意見をいただいているというご報告をさせていただきたいなと思っておりました。以上でございます。

委員 すいません。一言だけ申し上げておきたいんですけれども、パブリックコメントの掲載を見させていただいているんですけれども、募集の仕方の一番最初に、苫小牧市立中央図書館への指定管理者制度導入、開館時間の延長及び開館日の拡大について市民からの意見を募集しますというのが一番のタイトルなんですよね。それで、読み聞かせをやっているお母さんにホームページを開いてみてねとお話しをしました。そうすると、開館時間が延長になって、開館日が拡大して、蔵書整備費が増えて柔軟性と創意工夫でサービスは向上して、レファレンスも良くなるのに何が問題だと思っているの、いいことばかりじゃないと単純に説明を受けたんですけれども、この一番最初の意見を募集するときに指定管理者制度導入について意見を募集しますというのなら分かるんですけれども、開館時間の延長と開館日の拡大について意見を募集しますと言ったら当然、開館時間が延長になって、開館日が拡大した方がいいと思いますよね。そ

れと、指定管理者制度導入について危惧されるところがいっぱいあるから、色々考えて意見を募集しているんだと言っているのに、本当に何も知らない人が考えたら、延長するのは良いことですねという意見を素直に書くのがパブリックコメントになってしまうかなと考えれば、非常に平等性を欠いたパブリックコメントの意見の募集の仕方だなと私は率直に思いました。

委員　いいですか。しかも非常にごまかしをしているんですよ。どこがごまかしかという、前にも指摘しているんですけども、1ページの上から10行目くらいにこういうふうに書いていますね。一方、図書館の指定管理を行っている民間事業者は、社内で育成した専門的人材を多く抱え、また図書館運営に関するノウハウを有しています。これが下から9行目のところにまた同じように書いています。また、民間企業が持つノウハウを活用することで、次のようなサービスが見込まれる。もう1か所あるんです。次のページの上から7行目に受託する事業者は多くのノウハウを持つ専門事業者である。例えば、隣の千歳市では、文房具屋が受託していますよね。それから留萌では、最初始めたのは新聞記者だった人なんですけれども、留萌市にある体育関係の仕事をしているところが事業を引き受けています。それから、釧路のようにTRC（図書館流通センター）を利用しているところもあります。一体どこのことを言っているのか。さらに最近では武雄市が受託しているツタヤがあります。何をどれを指しているのか。どの業者を指して事業者は多くのノウハウを持っていると言っているのか。例えば、千歳は私もしょっちゅう行きます。何が良くないかと言うと開架が良くないんですね。つまり、開架図書だから勝手に読んで、勝手に他のところに返してしまうんですね。そうすると、慣れていない司書はもう置き場所が分からなくなってしまうんです。ここの図書館だったら毎朝ずっと見てまわってこの図書はここには置いてはいけないなど、ちゃんと入れ替えています。しかし、そういう力のない図書館はそのままになっているんです。なぜそれが困るかという、図書の後ろに番号が書いています。それがちょっと離れたところに持っていかれると、利用者は非常に困るんです。私は実際に千歳でそういう経験をしています。だから、ここにあるように業者が全部ノウハウを持っているということは言えないと思います。苫小牧の図書館でも経験したことがあるんですが、いくら探してもないんですよ。なぜか。別な棚に置いていたからです。2人の職員が一生懸命探してくれたんです。専門家でさえそういう苦労をしている。それがその事業者はそのノウハウを持っているからというのであれば、どこの業者なのか。なんていう業者なのか。前回も聞きました。そうしたら、言えないと言いました。言えないものを書いていかにも信頼させるような書き方をごまかしというんです。だからあの時、こういう文書はやめなさいと言ったはずなんですよ。ところが、また3回も出てくるんですよ。知らない人は、そうか業者はそんなノウハウを持っているんだっらいだらうと誰だってそう思いますよ。私だってここで半年間勉強させてもらったから分かることであって、いくら図書館に通っていても分からないですよ。

だからやっぱりこれは図書館の運営にノウハウを持っているという書き方はごまかしたということを指摘しておきたいと思います。

議長 他に何かございますか。

委員 こういう文書が、今私どもの前にやっと配られているんだけど、私ども協議会が答申に出した懸念していることが、いくつかデメリットのところに書かれていますよね。そして、丁寧に対応ということも書いて打ち消していらっしやいます。どうしてこういう文書ができるんだったら、協議会にそれ以前にこう考えていますと出てこないんですか。まだ私どのが出したのは沢山ありますよ。現に出しているんだったらもっと詳細なものをお出しいただきたい。一番最後の3の(5)郷土、行政資料の扱いについて苫小牧に熟知した職員配置の確保が懸念されます。それに対する対応は、郷土、行政資料の重要性は十分に認識しており、明確な業務マニュアルを示すとともに、教育委員会の職員が資料保存の判断に携わるなど、適正な管理を行います。先ほどの教育委員会のはこれかなと思うんですが、そうするとやっぱり直接市民に郷土資料を案内するのは指定管理者の職員でしょ。じゃあ数年毎に変わったらどうなるんですか。3年から4年でたぶん見直しがありますよね。そういうデメリットも我々は書いたはずです。そうするとこれもいい加減ですよ。私が心配しているのは5年先、10年先です。そして今、図書館に熟知している職員がいても市のことですから異動させます。そうしたら、10年先には図書館に熟知した職員は1人もいないんですよ。それが指定管理の一番の問題なんですよ。つまり、評価できる人間が1人もいなくなったら、一体どなたが評価なさるんですか。これについては何度も聞いています。でも、答えは出てきません。館長も動くんですよ。いくら一生懸命勉強しても図書館というのは、10年、20年の蓄積で初めて専門家になれるんです。そうするとこれもごまかしというか、まやかしというか10年後に対する答えは放棄しているとしか思えないんですが、館長はどう思いますか。もう少し丁寧にお答えいただけたらもっとありがたいと思います。

館長 (5)に書いてあるとおり教育委員会に職員を配置するという形になるかと思いますが。その職員プラス教育委員会内に補佐する人間が2人1組で対応することになると思います。そうすると、補佐する人間がそのうち一人前になり、その一人前になった人間を補佐する人間が出てきます。そういう順繰り順繰りの体制で教育委員会内としていくんだと思います。後、事業者の方なんですけれども、事業者の方については、先ほど委員からもありましたけれども、どこの業者を想定しているんだというお話もありましたけれども、どこことではなくてですね、道内、本州、色々な図書館で実際に指定管理を受けている事業者が結構ありますので、そこで実績を出されている事業者もございますので、そういうところを指してノウハウを持った事業者と表現させていただ

ております。それと、指定管理者については、5年毎に見直しがなされます。ここについても事業者を選定する際に前にもお話ししたようなきちんとした業者を選べば、そういったところの継続性は担保されるんじゃないかなと考えております。

委員 ですから、誰が選ぶかですよ。それだけの知識がある人が選ばばいいですよ。でも、市の職員だって10年先にはそういうノウハウを持った人がほとんどいなくなるんですよ。それで誰が選ぶんですか。

館長 今お話ししたように教育委員会の中に必ず人間が残ります。その人間とさらにもう1人。サポート体制といいますか、そういった形で順繰り順繰り行く形になると思いますので……。

委員 専門は、10年20年経たなければ育たないんです。図書館の人の異動は今はそんなにないですよ。でも、過去には有能な司書になりたかった人がどんどん人事異動で、福祉だの水道だのあちこちに動かされているんですよ。今後そういう人事がなくなるとお考えですか。ないでしょ。あり得ないと思います。そしたら、5年で動かしたら育たないじゃないですか。そして、そうやって育った人間は、判断の根拠になることを示したって理解してもらえない人がいなければ意味ないでしょ。図書館とは、まず図書館員という人を育てないと生きてこないんです。それを外注したら5年毎、10年毎に入れ替わって、もちろん民間企業だから、ずっと動かないということもないんです。つまり、指定管理者は人を育てることができない団体なんです。そして、市としての独自の方法はないんです。言われたことしかできない。やっちゃいけないということではできないんです。だから物珍しさの効果で、最初の3年はいいですよ。そこから先、やっとな慣れてきた頃に異動させたり、企業が変わったらそれでまたやり直しです。そうやって、苦小牧の教育がころころと変わる形しかないんです。その典型的なのがこの(5)なんです。継続しなければいけない資料を保存していく作業を、指定管理者が変わるたびでは継続ができないという懸念をしているわけです。2人1組でやったところで、市の場合は、それがずっと同じ仕事をするわけじゃないということです。他にも色々とそのうち具体的なことが出てくると思いますので、できるだけ今の館長も来たばかりで大変だと思いますが、第三者の立場でこれが本当に進めて良いかどうかもう一度、お考えいただければありがたいと思います。

議長 はい。他にございますか。

委員 前に新聞で読んだんですけれども、図書館の業務を3つに大きく分類してそれを業者が請け負うのはどれとどれで、教育委員会が担当するのはどれとどれという仕分けをする項目が550項目ある。その550項目を今、割り振り

しているところだと2年位前だと思うんですけども、そういうようなことが、多分、協議会の議事録の中にもあった気がするんですが、そういう時期があったということは引継いでいますか。それは何のためにやったんですか。つまりこれは、今ここの(5)と関係するんですけども、教育委員会が担当する業務はこれとこれなんだ、業者が担当するのはこれとこれなんだと分けていって、はっきりさせるから心配ない。最初は、そういうことだったんですね。ところがいつの間にかそれがなくなっているんですよ。そういうふうにはっきり言っておきながら、その作業そのものも空中分解してしまっている。これだってやっぱり市民に丁寧に、例えば、今の郷土の資料については、教育委員会に人間を配置して、こういうことについては教育委員会の職員にやらせるんだ。最初そういうところまで考えていたにも係わらず途中から空中分解してなくなってしまっている。これなんかも、やはり不親切というか、ごまかしというか、仕分けができなくなってきているのかなと思うんですよ。これをはっきりさせれば郷土、行政資料の責任を誰が持つかはっきりしてくると思うんですよ。これをやらないと資料の散逸、資料が失われてします。今日の新聞に書いていたけれども函館だったかが、郷土資料について、きちんと市が責任を持ってやらなければ散逸してしまう。だから、ここの部分は教育委員会が責任を持つんだということを、はっきりと館長だったか誰かが述べている文書がありましたけれども、あれが基本だと思うんですよ。そういうようなことをきちんとやらないと、しかも12人だかそれだけの職員を配置して函館の場合は2倍くらい人口が多いからそのくらいになるんだけれども、いずれにしても2人か3人で対応できるものではないと思うんですよ。その辺もやはりきちんと説明をすべきだと思うんですよ。教育委員会には、こういう職員を配置するんだ。そして何名配置するんだというようなことを、きちんと説明しないと不親切ではないでしょうかね。

議 長 そういうご意見がありましたけれども、パブリックコメントの部分の項目を既に通り過ぎてその他の方のご意見がありましたけど……。

委 員 2点あるんですけども、1点は、まず先にこのパブリックコメントは、その後締め切られた後どういう形で活用されるんですか。そこのところをもう一度確認しておきたい。それからもう1点は、導入のメリットの(1)の④利用時間や開館日の拡大が可能になりますと書いてあるんですが、実際にどの程度可能なのかというと、なんか二百数十時間と7日しか拡大していない。これを指定管理者を導入しなければ、市でこれはできないんですか。その2点です。

館 長 まず、最後の導入に伴うメリットの利用時間の延長と開館日の拡大のお話しでございますが、開館予定時間を指定管理者制度を導入したことによって、土・日、祝日を平日並に2時間延長するという考えでいるんですけども、実際に2時間延長となりますと我々の人件費、それに伴う燃料代などの物件費がかさ

むこととなります。そうなりますと、人を増やすなど何かしらの措置をとらないと現実には今の人数では難しいことでございます。もう1つ、これを締め切った後、パブリックコメントをどう活かすのかということでございますけれども、当然ながら市民の方々から色々なご意見が出てくると思います。それについてはご意見ですので、私どもの方で丁寧に説明するのはもちろんなんですけれども、それについて、色々提言いただく部分があればそれについては、なるべく考慮したいなと思っておりますけれども、ただ今いただいているご意見の中では指定管理そのものに反対しますという意見を多くいただいております。この中身についてこう思うんだけれども、ああ思うんだけれどもという意見よりは、こういう理由だから指定管理について反対しますという意見が多いものですから、こういった意見に対しては、中々私どももこう活かすということが難しいんですけれども、開館時間、利用時間とか、こういったところをもう少し延長ならないんだらうかとか、そういったご意見が出てくるようであればそれについては、できるかできないかは分かりませんが、検討材料の1つにはしたいと考えております。

委員　　そうしますと、これは意見を集めるだけなんですね。それが活用されることというのは、図書館の中でできるものしか活用しないということですね。他にこの意見自体が教育委員会の委員達の判断材料にも提供されないということですか。

館長　　このパブリックコメントの結果につきましては、早急にまとめて来週の教育委員会会議の場で提出することになっておりますので、この内容も含めて指定管理導入の是非については、検討されることになると思います。

委員　　だったら最初からそうおっしゃってください。答えに対する順序が違うでしょ。何のためにこれを集めるのか。要は最初の言い方だったらアライバイ作りにしかありません。ところが次の言い方だったら教育委員会の判断に寄与するためだ。そうするのであれば、まとめるのではなくてできるだけ生のものを出していただきたい。それが当たり前であって、途中で色々な人間が整備するような介在があってはならないと思うんです。その辺はどうですか。

館長　　今考えているのは、原文そのまま提出してそれに対する回答を作ろうと考えております。

委員　　ですからそれは教育委員会の方にもですか。そんなに早く回答できますか。土曜日締め切りで、火曜日の教育委員会に間に合うんですか。

館長　　来た順番からやっておりますので、間に合うと思っております。

委員 分かりました。それで最初の方がお答えになっていないんですが、私が聞いたのはたったこれだけですかっていうことなんですが、もっと民間のノウハウを利用してとかすばらしいことができると言って、開館日が7日増えただけで、市の職員にはそうすることができないけど、民間だったらそれができる。それでいて民間の委託に関しては数千万円の余剰が出るというのは、普通は考えられないんですけれども、矛盾していませんか。つまり私どもが一番懸念しているのはワーキングプアですよ。実際に起きているんですよ。それを市が財政を立て直すためにやろうと。それでなくても図書館の予算は、ケチりにケチって水準は最低なのに、本当にそういう形でもよろしいんですか。私はその辺りはきっちり、市の努力で7日くらいなんとかやろうというのが普通だと思うんですけれども、民間は押付ければなんでもやってくれるという発想が見え見えなんですけれども、大丈夫ですか。

議長 先ほどの話しですとこれ以上するとワーキングプアにつながると、ここまでしかできないということですね。

委員 さっき委員がおっしゃった社内で育成した専門的人材を多く抱えというところは、これも前の時に私もお話しさせていただきましたけれども、ほとんどの指定管理者が地域採用ということで、今まで図書館で勤めていた方とか学校を卒業して司書の資格を持っている若い方をそのまま地域として雇って、引継ぎをしながら入っていくというのがほとんどで、その指定管理の専門家でノウハウを持っている人というのは、ほとんど数人だけ入ってくるという例がすごく多かったんですよ。それは指摘しましたけれどもここで同じ文書が出てきたということは、よほどその辺がきちんとされている業者を選ぶんだなというふうに考えることになるんだなと思いました。

委員 館長はいらっしゃったばかりだから、実際にこの図書館で働いている職員の何人が図書館だけの給与で食べていけるかお分かりですか。ぎりぎりの方が正規職員でなければほとんどです。だから、今臨時雇いでももうこれ以上は限界だから辞めようかという方が何人もいらっしゃるんです。それだから、民間にそれよりきつい条件で移したら、何が起こるかおおよそ分かると思うんです。正規職員はまだ食べていけます。でも、正規職員でなければぎりぎりなんです。おそらくそれを分かってらっしゃる人は多くはありません。私どもは協議会の一部の人で、図書館の人からも話しを聞いております。そういうことなんですよ。

議長 他にはございませんか。

委員 もう1つだけ導入に伴うメリットということで、先ほど委員がおっしゃったように、各危惧されることについて回答という形になっていきますけれども、話

しが半分しか出てきていない部分が沢山あるんですね。前にも危惧される点については、概ね大丈夫ですよということではなくて、一つ一つ細かい所に対してお答えをいただきたいとを前にも申し上げたんですけれども、その答えを協議会にいただいているわけではなく、こんな形で出てくるわけですから、もし良かったら危惧される点をもう一度こちらから質問事項で出したものに対してお答えをいただくという形を取らせていただければ、ありがたいと思います。

議 長 細かな回答を欲しいということですね。

委 員 答申も至らない答申ではありますが、懸念される点についても細々と掲載して出しましたので、一つ一つに回答をいただけたらと思います。

議 長 それでは、パブリックコメントの方はそろそろ終わらせていただいて、今そういうお話もありましたが、私の方からもちょっと質問なんですけれども、その他の部分に入るとは思います、来週の教育委員会会議で最終的な決定がなされるということなんです。私もそこら辺の仕組みはよく分かっておりませんので、そこで提案をされるのは、どなたで、そこで先ほど委員もおっしゃってましたが、今連載になっている新聞で釧路の例ですとか、折衷型の函館の例が出ていますが、おそらくこれは100%指定管理者という提案にはならないんだと思いますが、教育委員会にも人を配置すると言っていたので、そういう細かな部分の説明があって話し合いがなされてとなくなっていくんですか。それともざっくりという感じなんですか。その辺り見通しとして教えていただければと思います。先ほどの委員の答えと併せてお願いいたします。

館 長 来週水曜日、26日開催の教育委員会会議では最終的に指定管理者制度を導入するかしないか。これが意思決定になります。その判断だけをいただくという形になると思います。それと今まで答申等いただいて、危惧されている部分でお答えができていない部分があるというご指摘をいただきましたので、これについては再度私どもの方で、それに対するご回答の方を作らせていただきたいなと思います。

委 員 質問事項を出しますか。

議 長 質問事項を出すんですか。答申に書いてある危惧される点で、説明不足の点については全て質問ということですよ。

委 員 そうです。例えば(5)の郷土のところも委員がおっしゃったように半分だけ書いてあるんですね。それで半分だけのお答えが書いてあるんでそういうところですね。

議 長 それと導入するかしないかを決めるということなんですね。

館 長 はい。教育委員会会議としての最終的な判断ということですよ。

委 員 それは、誰が提案されるんでしょうか。

館 長 教育委員会の事務局が教育委員会会議に提案するという形になると思います。

委 員 是非の判断だから賛成、反対しか聞かないということですね。つまり、半分どうのこうのとか修正があってどうこうということはないわけですよ。イエスカノーをはっきりさせるということですよ。

議 長 要は100%管理者に委ねるのか、あるいはこういう部分はしっかりと教育委員会が見ていくだとか。そういうことはなしで要はやるかやらないかだけまずは決めるということですよ。言いたいことは、今までこれだけ色々なところで反対意見や賛成意見があったりするのであれば、先ほどの答えがほしいのと同じで、こういうところはこう。こういうところはこうだからできますよ、どうですかというようなのが普通なのかなと思ったものですから、そこをちょっと確かめたかったものです。

委 員 ひょっとしたら、それが出たら次は行政手続きの条例改正になりますよね。そして、条例改正も一言くらい足すだけですよね。指定管理者の導入をできるとかすることもある。そうすれば先送りの問題もできるんですよ。それで、導入もできるんだから4月から始めましょうということですよ。

館 長 手続き的にはそういう形になります。

委 員 だから、その間にも情勢が変わればできるだから、しなくても良いという言い方もできるわけですよ。

議 長 他にその他でございますか。

委 員 最後に1つよろしいですか。指定管理者に委託できる条件として地方自治法の244条の2第3項に、今の図書館の運営よりもより良い図書館運営ができるのであれば、委託できると書かれているんです。つまり、業者に委託することによって今までの図書館の管理運営よりもより良いものができるということが前提条件になっているんです。この前提条件が本当に業者に委託することによって良くなるのか。その根拠を前から質問していることなんですよけれども、私個人ではなく協議会として答申にも書いているんですよけれども、しかもこの

図書館法の法律は、個別法であって地方自治法は一般法であって、どっちが上かといえば、衆議院の総務委員会でわざわざ決めているんですよ。つまり一般法よりも図書館法の方が上だということを、衆議院の総務委員会で決めているものなんです。それを無視しているということについて、前の館長はまったく答えない。館長はどうですか。これも諮問に対する答申にきちんと書かれているはずですよ。

館長 今、委員から質問をいただきましたが、今よりもより良い図書館にならないければ、指定管理事業者に頼むとかできないんじゃないかというお尋ねかと思えますけれども、確かに今より良い図書館になるために指定管理者制度を導入していく。じゃあ、指定管理者制度にどういう良い面があるのかというと、先ほど点検及び評価をさせていただいたとおり、職員数が少ない中で私ども頑張っているわけなんですけれども、それでも我々は市民の方々の要望に実は応えることができないという現実も分かってまいりました。具体的には本の数が少ないですとか、先ほども話題に上っていましたが、学校支援の中のブックちゃんの本の整備が思うようにできないですとか、そういった部分で本当はやりたいたいけれども、中々難しいという現状がございます。指定管理者制度を導入することによって、こういった市民の方々が要望されている部分。私たちが普段やっています連携の部分。こういったところが、充実されて今よりもより良い図書館になるとこういう形で考えております。

委員 指定管理者制度になるとどうしてそうなるのかが説明の1つもないんです。ブックちゃんも指定管理者になればどうしてスムーズにできますか。それは、今の図書館員の方がずっとできますよ。蔵書数だって指定管理者となんら関係ないですよ。お分かりだったらもう少し具体的に説明をお願いします。

館長 まず、私が今申し上げたのは、蔵書の数のお話しをさせていただいたものですから、ブックちゃんは全部で27セットあるんですけれども、この数を少しずつ増やして各小学校に対応できるような形に持っていきたいということで、数の部分でお話しをさせていただきました。先ほど話したように削減効果額が出ますので、その部分を蔵書の整備に回すことによって、そういったことも充実されるということでお話しをさせていただきました。

委員 つまり余剰が出るからそっちに回すという意味ですか。それは本末転倒ですよ。本来は元々別予算で増やさないといけない蔵書ですよ。道内でも恥ずかしい購入費用。それを人を削って民間にすれば、その部分で本を買えるという発想ですか。

館長 先ほども申したように、私ども市直営の現状では中々これ以上図書館費用も昨年も今年も同じような予算でございます。ということはこれ以上の蔵書の整

備も難しい。平成23年度に市民アンケートを取りましたけれども、一番の要望が蔵書の整備という状況でございました。ですからそういった要望にお応えするために、何かをしなきゃならないだろうという考えがあったと思います。そのために指定管理者制度を導入すれば、経費の削減が実現できるものですから、そういったもので補完をできればという形で申し上げた次第でございます。

委員 これも協議会の場では何度も出ているんですが、館長ご存知でしょうか。この図書館は毎年どれくらい本を廃棄しているか。もう買っても置けないんですよ。だから予算の問題じゃないんですよ。もちろん予算もそうですし、古い本もあります。しかし根本はそうじゃなくて、現在の体制では限界にきているんですよ。事はそんなに単純じゃないです。建って20年も経つと今のままでは本が置けないから立派な本もどんどん廃棄されてその数は1万冊を超えているんです。ですから私は何度も申し上げました。ここで1年間本を廃棄しなければ、1年間に1万冊以上増えていく計算になるんです。しかし、置く場所がないからそうはいかない。そして浮いた予算で図書館の児童書を買うくらいだったら各学校に本を買ってもらうのが本来先なんです。私がよく聞くのは百科事典の最新版すら1年間の図書館の予算で買えないのが今の小学校なんです。だからそれだったら図書館に回す以前に学校にまわせばいいんです。そうすればそんな余計な図書館から学校に本をまわさなくていいんです。そこらあたりも管轄が違っておっしゃるかもしれないけれど、実はそれが教育委員会の正しい予算の配分の仕方なんです。だから、図書館でそれだけ浮いたら小学校にまわすのが正しい教育委員会の考え方だと思います。それが1,803万円にこだわって数字を出したいものだから、本末転倒の形でしか答えが出てこないんです。それよりも小学校と新しい指定管理者の図書館員の付き合いはどうなるのか。その辺りのほうがもっと大切なことだと私は思います。

議長 はい。色々意見を言っても尽きないかと思いますが、そろそろ終わりたいと思います。よろしいですか。先ほど委員からありました部分についてはよろしくお願ひいたします。それでは進行の方を返したいと思います。

副館長 渡部会長、ありがとうございました。それでは、本日の会議につきまして、これで終了させていただきたいと思います。皆様、お忙しいところありがとうございました。

閉会 17:15

<出席者>

◎委員

渡部 哲 会長

谷口 佳子 副会長

岡田 房子 委員

鈴木 一恵 委員

中村 峰子 委員

林 晃平 委員

依田 俊秀 委員

◎教育委員会

瀬能 仁 中央図書館館長

今井 章子 同 副館長

藤原 誠 同 管理係長

<欠席者>

◎委員

齋藤 健二 委員

長谷川 博一 委員

深澤 治稔 委員